

令和2年(2020年)4月22日

札幌市内の保育所等に児童が
在籍する保護者の勤務先事業者様

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための保育所等への登園自粛
に対する協力依頼について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、北海道は特に感染拡大防止の取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県に位置付けられ、北海道知事から「北海道における緊急事態措置」が発表されました。

これを受け本市では感染拡大防止のため、保護者の皆様に保育所等への登園を自粛いただくよう要請いたしております。

貴事業所におかれましては、こうした状況を考慮いただき、当該就労者の休暇の取得などについて、貴社の制度、公的機関が実施している支援制度等を最大限御活用いただき、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 登園自粛を要請している期間

令和2年4月23日(木)から北海道における緊急事態措置解除まで

2 公的機関が実施している支援制度について

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の活用が可能な場合がありますので、以下の厚生労働省の当助成金ホームページをご参照下さい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

保育所等における新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応等については下記
の札幌市ホームページで確認することができます。

(<http://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/9593.html>)

【担当】

子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 (電話:011(211)2986)